



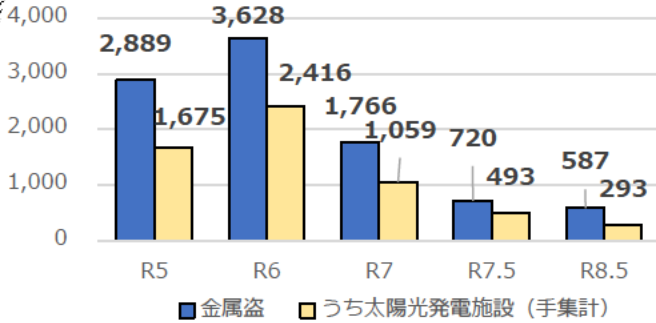
県警HP



防犯アプリ

## 金属類を対象とした窃盗事件の発生状況

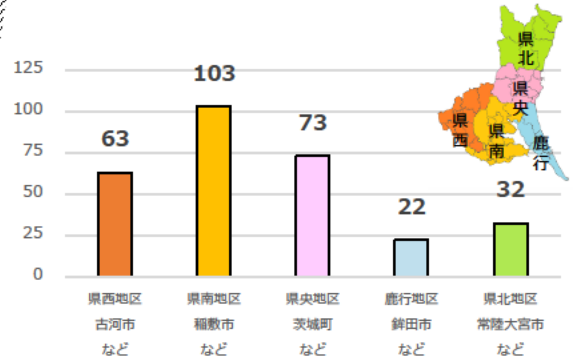
### 1 金属盗の発生件数（暫定値）



茨城県は、金属盗の発生件数が全国2位  
発生件数は、昨年同時期約18%減  
太陽光発電施設での被害が約50%

## 太陽光発電施設関係の発生状況

### 2 令和8年5月末の地域別の発生件数（暫定値）



県南地区で約4割  
小規模太陽光発電施設での発生が多い

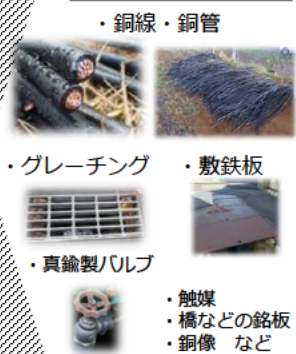
## 金属盗等の現状と対策

### 「盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律」の全面施行開始



令和8年6月1日から「盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律」が全面施行されました。この法律は、銅線やマンホールなどの特定金属製物品の盗難被害を防止するためには、それら物品の処分を防止することが重要であることに鑑み、特定金属くず買受業に対し買い取り時に本人確認を義務づけたり、金属を切断する工具（指定金属切断工具）を隠して携帯する行為を禁止しています。茨城県では、この法律が施行される前から盗難被害に遭った特定金属類の流通防止等を目的とした「茨城県特定金属類取扱業に関する条例」があります。「盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律」の施行に伴い、同条例の一部も改正されました。くわしくは、茨城県警察ホームページをご覧ください。

### 主な被害品とは



### 指定金属切断工具とは

<p><b>ケーブルカッター</b>（次のいずれかに該当するもの）</p> <p>長さが45センチメートル以上のもの</p> <p>45センチメートル以上</p> <p>（画像：株式会社ターボール）</p>	<p><b>手ジェット機</b>（※）を備えているもの</p> <p>※ 手動で回す方法と別の部品とを組み合わせて使用するにより、指定対象となるものに該当するもの</p> <p>（画像：株式会社ターボール）</p>	<p>刃体を駆動させるための<b>電気装置</b>又は<b>油圧装置</b>を備えているもの</p> <p>（画像：マキタ株式会社）</p>
<p><b>ポルトクリッパー</b>（次のいずれかに該当するもの）</p> <p>長さが75センチメートル以上のもの</p> <p>75センチメートル以上</p> <p>（画像：株式会社プロテック）</p>	<p>刃体を駆動させるための<b>電気装置</b>又は<b>油圧装置</b>を備えているもの</p> <p>（画像：株式会社アームズ）</p>	<p>※ 写真は、規制対象となる工具の例</p>

### 金属盗対策、推進中！

5月中、金属窃盗事件の犯人を検挙しています。詳細は、県警HP・防犯アプリ（いばらきポリス）をご確認ください。※情報は随時更新



### 太陽光発電施設被害抑止対策



- ・フェンスセンサーやワイヤーセンサーの導入（異常時に通知を行うもの）
- ・機械警備の導入（ケーブル切断などの異常を感知し、通知を行うもの）
- ・警報装置の設置（音や光で犯人を威嚇し、周囲に異常を知らせるもの）
- ・引込柱や集電箱へのフェンスやカバーの設置（ケーブル切断対策）
- ・ケーブルが引き抜かれないための対策（埋設・ケーブル管内の固定など）
- ・防犯カメラ（AI・警報機能付き）などでの夜間監視体制の強化
- ・アルミケーブルの導入
- ・センサーライトなどの照明機器の設置

ケーブル露出部分が切断されやすいため、物理的に切られない対策をお願いします。

